

令和2年度

事業計画

社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会

令和 2 年度

社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

令和 2 年度は、嘉麻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の活動拠点を山田ふれあいハウス（以下「ハウス」という。）に移して、あらたな一歩を踏み出すスタートの年度であると同時に、昨年度から取り組んでいる「経営立て直し」の 2 年目の年度となります。移転によって人口が最も多く、かつ市役所新庁舎が建つ稲築地区を離れたことで、来所を基本とする相談対応では不都合を生じる方々が増えることや行政の各関係課との連絡調整などにも時間を要することが見込まれるため、相談があった場合には、移動手段の状況等をよく聞き取った上で、ハウスまでの来所が難しければ、こちらから積極的にその方の自宅に出向き、あるいは最寄りの公共施設で面談するなど、柔軟な対応を図っていくことを全ての係で基本としたいと考えています。

一方、移転によってハウスに全ての職員と事業を集約できたことや、施設全体を使用できるという利点を生かして、工夫次第ではあらたな活動を開発、実施できるというプラスの側面もありますので、長期的な視点を持って、前向きに捉えていきたいと考えています。また、今回の移転を機に、かつ経営の立て直しの一環として、将来の幹部候補職員及び欠員となっていた地域福祉活動職員の増員を図り、その上で、これまでの 5 部門 2 係制を 2 部門（法人運営部門、地域福祉・在宅福祉推進部門）4 係制（総務係、総合相談・地域づくり推進係、地域生活支援係、在宅介護等支援係）に改編し、組織の意思決定がボトムアップで進んでいくよう、各係に要となる係長を配置（一部兼務）しました。さらには、経営見直しの本丸である「収支状況の改善」については、赤字幅の大きかった介護分野においても収入を増やすため、昨年度から障がい者居宅介護事業及び障がい者指定計画相談支援事業に取り組み、また、令和 2 年 3 月末で居宅介護支援事業を廃止したことなどで赤字幅は縮小していますが、他のサービス区分等から財源を補てんする状況は変わりませんので、法人全体としての状況は厳しいと言わざるを得ません。そのため、総務及び地域福祉を担当する正規職員については、行政からの補助金及び受託金収入の中で賄える人数を配置することを基本（配置人数にキャップを設ける）として今年度も実施し、かつ将来的にもこの考え方を踏襲していくことが必要だと考えています。今年度については、行政担当課のご理解と尽力により、期限付きではありますが人件費の補助額が増額となったことで、前述した組織機構の改編につながっています。この中には、本会に対する期待値が含まれていることを認識し、民間福祉団体としての柔軟性と即応性を生かして、本会に求められている役割と責任を果たしていきたいと考えています。その際に必要となるのは、アウトプットできる明確な組織ミッションであると思います。今日の社会福祉の流れは、誰もが排除されることのない「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制の整備をしていく方向に進んでいますので、本会としてもこれに連動した「誰でも困った時には助け合える、お互い様の地域を目指す」ことを組織ミッションとして掲げ、かつ、中学校区を単位として、アウトリーチを駆使して孤立している弧と出会い、その上で個の相談をしっかりと受け止め、その事柄を個の問題として終わらせず、地域全体の問題として捉え直して発信していくことを簡潔に表現した「孤から個へ、個から地域へ」を活動の展開方法として掲げて、本会全体で実践していきたいと思っています。

これらを踏まえて、まず法人運営部門の総務係においては、平成 30 年に成立した「働き方改革関連法」が昨年 4 月より主要部分が施行されたことで、本会においても年 10 日以上の有給休暇付与者に年 5 日の有給休暇を与える（使用者が時期指定）ことについてはすでに取り組んでいますが、今年度からは中小企業においても時間外労働の上限規制（罰則による規制強化）が施行され、さらに令和 3 年 4 月からは同一労働同一賃金（正規職員と非正規職員の不合理な待遇格差の禁止）も施行されるため、今年度において法律に対応した就業規則への変更、職員個々の時間外労働の管理、業務の見直し等を行います。また、改正社会福祉法においては役員（理事・監事）の義務と責任が明確化され、場合によっては損害賠償請求訴訟等の当事者となる可能性もあるため、今年度からそのようなリスクに対応できるよう、損害賠償責任保険に加入いたします。さらには、ハウスを全面的に使用できることに伴って、付属備品の修理及び買い換え、建物の軽微な補修等については全て本会での対応となるため、それらに備えるべく財政調整積立金に毎年度財源を積み立てるようになります。

この他、本会の職員構成はピラミッド型ではなくひょうたん型に形成されているため、組織運営上支障が出てきています。そのため、今年度は例年以上に外部研修等に職員を参加させるとともに、「ともに生きる」をテーマとした内部研修も企画実施し、職員の育成につなげていきたいと考えています。

次に、地域福祉・在宅福祉推進部門の地域生活支援係においては、配食サービスや子育てリユースセンター、紙おむつ宅配事業などを所掌します。配食サービスについては、調理員、配達員の努力で毎日平均 180 食以上の夕食弁当を調理、配達し、利用する高齢者等の安否確認及び栄養の保持に努めています。そのため採算的にも黒字収支で、その黒字が本会の経営を支えるかたちとな

っていますが、調理員の高齢化や現厨房施設での調理個数の限界の問題等も抱えています。本年10月頃には、令和3年度以降のあらたな事業者の公募も行われる予定であるため、状況をきちんと整理・分析したうえで応募の有無を決めていきたいと考えています。また、子育てリユースセンターは、場所を1階フロアーに移して4月からリニューアルオープンします。チャイルドシート及び車椅子の貸出し事業等については利用者台帳を再整備するとともに、更新作業も定期的に行うよう努めます。

総合相談・地域づくり推進係は、これまで取り組んできた5つの相談センター（コミュニティワーク・かま権利擁護・ひきこもり相談・かま自立相談支援・かまボランティア・市民活動）を所掌し、各相談センターを兼務で担当するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援員が中学校区をエリアとして、総合相談の中核的役割を担います。

コミュニティワークセンターは、高齢者介護課から受託する体制整備事業に引き続き取り組み、中学校区に配置するCSWが協議体を運営しながら、各校区の実情に応じた地域づくりにつなげていきます。広報活動の推進の中で、本会が年4回発行する広報紙については、今年度より行政区をつうじた配布ができなくなるため、発行部数を削減し、市内の公共施設、学校、社会福祉施設等に据え置かたちにいたします。それにより、本会の情報が広く市民に届かないというマイナス面もでてきますので、ホームページやブログ、各校区での情報チラシの作成、配布等をつうじて補って参ります。

かま権利擁護センターは、日常生活自立支援事業、地域福祉権利擁護事業、法人後見事業及び成年後見制度の利用に関する相談、支援等に取り組みます。本市においても高齢化による判断能力の低下、知的・精神障がいによる権利擁護を必要とする方々が年々増えているため、すでに本会においても61人（令和2年1月末）の方々を支援していますが、一方では、支援の輪に加わってもらえる市民支援員を増やしていくことが課題となっています。成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）は、施行から3年が経過し、令和3年末までに、中核機関の設置と権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築を地方自治体に義務づけています。これについては行政の担当課とも十分協議しながら、本会としての役割と立ち位置を明確化していきます。この流れの中で、今年度においては、本会が設置している地域福祉権利擁護事業運営審議会及び権利擁護支援運営委員会のメンバーに、行政の障がい者福祉系の職員にも加わってもらえるよう、働きかけることにしています。

かま自立相談支援センターは、保護課から受託する自立相談支援事業（必須事業）及び家計改善支援事業（任意事業）に引き続き取り組みます。特に今年度は、昨年11月に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」に沿って、生活困窮者及び生活保護受給者の自立を助長できるよう、家計改善支援事業つうじて保護課との情報共有及び連携を強化します。また、県社協から受託する生活福祉資金貸付事業、独自実施するフードバンク事業、無料職業紹介事業に取り組み、他機関・他職種連携による生活困窮者支援に努めます。

かまひきこもり相談支援センターは、ひきこもりに関する相談への対応、当事者及び家族への支援、社会への啓発等に引き続き取り組み、特に個別相談に力を入れながら、支援の輪を広げていきたいと考えています。また、今年度はあらたにハウスの清掃等をつうじた「ワンポイントジョブ事業」を開発し、当事者の方が社会とつながるきっかけをつくっていききたいと考えています。

かまボランティア・市民活動センターは、本市におけるボランティア・市民活動を広げていくための中心的役割があるため、まずは、ボランティアニーズ及び希望する活動分野と的確にマッチングできるようにするため、ボランティア登録台帳の再整備を行います。また、地球温暖化の影響等によって年々降雨量が激甚化する中で、今年度も災害ボランティアセンターを立ち上げ、もしくは機能させる可能性は十分にあるため、災害ボランティア登録者の状況把握、市内社会福祉施設等の協力体制の確認、不足資材の補填など、緊急事態に備えた取り組みを今年度当初に行いたいと考えています。また、校区を担当するCSWと連携して緊急時に避難誘導が必要な高齢者や障がい者等の把握に努めるとともに、その方々の個別の支援体制づくりに努める他、飯塚管内の建設業者への支援（重機の操作など）協力についても働きかけていきたいと考えています。

最後になりますが、在宅介護等支援係においては、高齢者や障がい者の介護や介助等を担う訪問介護事業及び予防介護（介護保険）、生活管理指導員派遣事業（市受託事業）、障がい者居宅介護支援事業及び相談支援事業（いずれも障害者総合支援法に基づく事業）に取り組みます。この係が所掌する事業全体の収支は前段で記したように赤字状態で、このまま放置しておくことは法人経営に支障がでるため、今年度は「介護事業等の見直し委員会」（仮称）を立ち上げ、事業継続、事業転換、事業廃止等について検討し、一定の方向性を見出したいと考えています。現場では、正規職員3人、再雇用職員1人、登録訪問介護員2人の6人で従事し、内1人は相談支援事業を兼務しています。他の居宅介護支援事業所からのヘルパー派遣の打診に応えるため、昨年からの登録訪問介護員の募集を続けていますが、応募がまったくなくい状況です。前述した見直し委員会においては、介護分野の人手不足の実態も踏まえて、検討していくことが必要であると思っています。

なお、児童遊具の維持・管理事業（稲築地区行政区の公園等に本会が設置）については、耐用年数がすべて経過した状態であり、かつ設置当時と今日の地域の実情は大きく変化しているため、昨年度末で事業を終了しました。その他、緊急時通報システム設置事業、福祉ベル・電動ブザー設置事業についても長年利用者がいないため、同様に事業を終了しました。

法人運営部門

□総務係

I. 重点事項

- (1) 働き方改革関連法に即した就業環境の整備・改善（就業規則の変更・時間外労働の管理・業務の見直しなど）
- (2) 経営の安定化に向けた経常財源及び積立財源の確保
- (3) 中・長期的視点に立った施設（山田ふれあいハウス）維持・修繕財源の確保
- (4) 内部研修の実施と外部研修への積極的参加をつうじた、幹部職員の育成及び職員個々のスキルアップ

II. 具体的事業活動

1. 法人運営に関する事柄

- (1) 主たる事務所の移転報告（4月） (2) 目的の変更、主たる事務所の移転登記（4月） (3) 資産の総額変更の登記（7月）
- (4) 決算資料の備え置き（6月） (5) 会長・副会長会議の開催（4月・5月・7月・9月・11月・3月）
- (6) 理事会の開催（6月・9月・12月・3月） (7) 定時評議員会の開催（6月） (8) 臨時評議員会の開催（9月・12月・3月）
- (9) 監事会の開催（6月） (10) 税理士による外部監査の実施（毎月1回）
- (11) 評議員選任・解任委員会の開催（6月・9月・12月・3月）
- (12) 福祉サービスの利用に関する苦情解決第三者委員会の開催（4月）
- (13) 福祉サービスの利用に関する苦情解決第三者委員会委員の改選（9月）

2. その他の取り組み

- (1) 役員への損害賠償請求などリスクに備えた損害賠償責任保険への加入（4月）
- (2) 職員研修会（他機関・他法人にも呼びかけ）の開催（10月） (3) 葬祭場指定事業（通年）※弔電の送付
- (4) 各種団体への助成事業（9月） (5) ポストカードの販売及び販路開拓（通年） (6) 公用車の管理（通年）
- (7) 山田ふれあいハウス防火訓練の実施（5月・11月） (8) 山田ふれあいハウス敷地内の草刈りの実施（5月・8月・10月）
- (9) 山田ふれあいハウス敷地内の樹木消毒（6月） (10) 山田ふれあいハウス樹木剪定（1月）

地域福祉・在宅福祉推進部門

□地域生活支援係

I. 重点事項

- (1) 中学校区を担当するCSW及び関係機関との連携・協働による事業推進
- (2) 中学校区毎での事業啓発
- (3) 各事業における利用者台帳の整備

II. 具体的事業活動

1. 市受託事業

(1) 配食サービス事業

- ① 夕食弁当の提供及び安否の確認（365日） ② 朝食及び特別食の提供（希望に応じて）
- ③ 安否確認がとれない利用者への緊急時対応及び連絡調整（随時）
- ④ 校区担当職員（CSW）と協働したサービス利用前聞き取り調査の実施（随時）
- ⑤ 利用者台帳の整備・更新（通年） ⑥ 衛生管理（厨房・配達車輛等）の徹底（通年）
- ⑦ 配達員ミーティングの実施（年6回） ⑧ 栄養士・調理員ミーティングの実施（年4回）
- ⑨ 栄養士による献立作成（月2回） ⑩ 試作品弁当の開発（随時）

2. 独自事業

(1) チャイルドシート貸出事業

- ①チャイルドシートの利用に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③安全確保のための定期処分（5年経過分）及び購入（随時） ③利用更新のため通知発送（随時）
- ④利用者台帳の整備・更新（随時）

(2) 紙おむつ宅配事業

- ①紙おむつ宅配事業の利用に関する相談対応（随時） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③宅配時を利用した介護状況の聞き取り及び他制度等の情報提供（宅配時） ④紙おむつの仕入れ及び在庫管理（随時）
- ⑤利用者台帳の整備・更新（随時）

(3) 福祉機器（車いす）貸出事業

- ①車いす貸出し事業の利用に関する相談対応（随時） ②利用者台帳の整備・更新（随時）

(4) 子育て用品リユースセンターの運営

- ①校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時） ②季節に応じたリユース用品の入替・処分（年2回）

(5) バス待合所の管理

- ①バス利用者に支障がでないための老朽化等の状況調査及び整備（6月・12月）

(6) アルミ缶等のリサイクル事業

- ①校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時） ②アルミ缶等の換金（毎月1回）
- ③協力者への回収袋の配布

地域福祉・在宅福祉推進部門

□総合相談・地域づくり推進係

I. 重点事項

- (1) 中学校区を基盤とした総合相談機能の強化及びお互い様の地域づくりの推進
- (2) 中学校区を単位とした地域福祉事業の推進及び協議体との連携強化
- (3) SOSを発信できずにいる方など、あらたな出会いにつなげる積極的アウトリーチや予防的活動の実施
- (4) 権利擁護支援につながる事業活動の更なる推進
- (5) 今日の社会が抱える福祉課題等の学びをつうじた福祉意識の醸成と仲間づくりの推進

III. 具体的事業活動

1. 生活支援・相談センター事業（コミュニティワークセンター）

(1) 相談窓口の開設

- ①法律相談（4月・5月・7月・8月・10月・11月・1月・2月 稲築公民館／6月・9月・12月・3月 山田ふれあいハウス
※開催はいずれも第1木曜日） ②心配ごと相談員の改選（4月）
- ③心配ごと相談（偶数月：稲築地区公民館 奇数月：山田ふれあいハウス ※開催はいずれも第2・第4水曜日）
- ④情報提供ツール（広報紙、ホームページ、ブログ、ケーブルテレビなど）を活用した相談窓口の周知（随時）

(2) 会員の募集及び拡充

- ①会員募集啓発チラシの配布（5月） ②山田地区会員募集世話人の改選（6月）
- ③山田地区会員募集世話人会の開催（6月） ④校区における会員の拡充（随時）

(3) 生活支援体制整備の推進（市受託事業）

- ①協議体の開催（各校区毎にて月1回 3月は除く）
- ②協議体全体学習会の開催（3月）
- ③出張相談窓口の開設（各校区毎3月を除き月1回）
- ④社会資源の改善・創出（随時）

(4) 地域福祉推進委員会の開催

- ①稲築、碓井、山田、嘉穂地域福祉推進委員会の開催（7月・11月）

(5) 地域福祉部の拡充・活動支援

- ①地域福祉部に対する活動費の助成（5月） ②福祉推進員の改選（6月）
- ③福祉推進員会の開催（年6回、偶数月の第1日曜日） ④福祉推進員代表者会の開催（年6回、奇数月の第4木曜日）
- ⑤福祉推進員ブロック別懇談会の開催（12月・1月） ⑥行政区での住民懇談会及び出前講座の開催（随時）
- ⑦各校区のCSWによる新規設置に向けた行政区への働きかけ（随時）

(6) ふれあい・いきいきサロンの拡充・活動支援

- ①ふれあい・いきいきサロン合同代表者会の開催（4月） ②ふれあい・いきいきサロンに対する活動費の助成（5月）
- ③情報提供及び映画上映、出前講座等をつうじた活動支援（随時）
- ④各校区のCSWによる新規設置に向けた行政区への働きかけ（随時）

(7) 地域支えあい事業の推進

- ①地域支えあい事業の利用に関する相談対応（随時） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③利用会員及び協力会員台帳の整備・更新（通年） ④協力会員の拡充（通年）

(8) 社会福祉法人の社会貢献活動を広げるための事業推進

- ①かま福祉ネットワーク委員会定例会の開催（4月・9月・1月） ②社会貢献活動の啓発、活動（随時）
- ③ネットワーク加入施設へのかまワン相談員の設置推進及び啓発（随時）
- ④ふくおかレスキュー事業嘉麻市部会の開催（4月・9月・1月）

(9) 広報活動の推進

- ①広報紙「えがお」の発行（年4回12頁 5月・8月・11月・2月） ②ホームページの更新（随時）
- ③情報提供ツール（ホームページ、ブログ、SNS、ケーブルテレビなど）を活用した情報発信（通年）

(10) 地域の交流拠点寄ってこハウスの運営事業

- ①ハウスの維持管理（通年） ②ハウス敷地内及び駐車場の草刈り（5月・7月・9月）
- ③ハウスに併設される掲示板を活用した情報提供と管理（通年）

(11) おしゃべりサロンの開催

- ①子育て世帯の孤立を防ぐためのおしゃべりサロンの開催（6月・9月・12月・3月）

(12) 在宅介護者支援事業

- ①校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時） ②介護状況についての聞き取り及びアセスメント（随時）
- ③在宅介護者の集いの開催（毎月第2木曜日） ④在宅介護者日帰りリフレッシュ事業の実施（7月）
- ⑤認知症家族の集いの開催（毎月第3水曜日）

(13) 空き家管理住まいのサービスの推進

- ①校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発及びポスティング（随時）
- ②校区毎での基本サービスの提供（毎月1回） ③校区毎でのオプションサービスの提供（希望に応じて）
- ④事業協力者の募集（随時） ⑤市内の空き家状況の把握（随時） ⑥広報紙掲載による事業啓発（11月）

(14) 共同募金運動への協力

- ①街頭募金…募金ボランティアの募集（9月） ②地域活動をつうじた街頭募金実施先の開拓（通年）
- ③戸別募金…募金使途についての啓発（通年） ④職域募金…地域活動をつうじた職域募金協力先の開拓（通年）
- ⑤法人募金…地域活動をつうじた法人募金協力先の開拓（通年）
- ⑥キャラクター募金箱設置先の開拓…地域活動をつうじたキャラクター募金箱設置先の開拓（通年）
- ⑦赤い羽根自動販売機設置先の開拓…地域活動をつうじた赤い羽根自動販売機設置先の開拓（通年）

2. かま権利擁護センター事業

(1) 日常生活自立支援事業の推進

- ①日常生活自立支援事業の利用に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③利用契約利用契約及び支援計画の作成（随時） ④生活支援員及び関係機関等との連絡調整（随時）
- ⑤利用者の状況把握及び支援計画の変更（随時）
- ⑥県社協の契約締結審査会及び福祉サービス運営適正化委員会との連携（必要に応じて）

(2) 本会独自の地域福祉権利擁護事業及び権利擁護支援の実施

- ①地域福祉権利擁護事業の利用に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③利用契約及び支援計画の作成（通年） ④専門員と支援員の連携による生活支援の実施（通年）
- ⑤専門員による利用者状況の把握及び支援計画の変更（通年） ⑥生活支援員会議の開催（毎月1回）
- ⑦地域福祉権利擁護事業運営審議会委員の改選（6月） ⑧地域福祉権利擁護事業運営審議会の開催（随時）

(3) その他権利擁護支援の実施

- ①権利擁護支援運営委員会委員の改選（6月） ②権利擁護支援運営委員会の開催（4月・7月・10月・1月）
- ③遺言書作成支援事業（通年） ④生活再建に向けた諸費立替事業の実施（通年） ⑤エンディングノート活用の啓発（通年）

(4) 法人後見等の実施及び積極的受任

- ①財産管理、身上保護の実施（通年） ②被後見人等の状況把握（通年） ③後見等事務報告書の提出（年1回）
- ④定期監査の実施（6月・9月・12月・3月）

(5) 成年後見制度の啓発

- ①成年後見制度の利用に関する相談及び利用支援（通年） ②出前講座の開催（随時）

3. かま自立相談支援センター事業

(1) 自立相談支援事業（市受託事業 ※必須事業）

- ①生活上の悩み等に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③電話による24時間365日の相談受付（通年） ④相談内容のスクリーニング（随時）
- ⑤初期相談・面接（インテーク）及びアセスメントの実施（随時） ⑥本人の目標設定と支援プラン（案）の作成（随時）
- ⑦支援調整会議を開催し支援プラン（案）の協議確認（毎月1回） ⑧モニタリング及び支援プランの変更（随時）
- ⑨自立相談支援センターの啓発（随時） ⑩住宅確保給付金の利用相談及び受け付け（通年）
- ⑪求人情報の提供【ハローワーク、無料職業紹介所、求人情報紙】（通年）
- ⑫相談対応における資質向上と情報収集のための研修参加（随時） ⑬センター登録者台帳の整備及び更新（随時）

(2) 家計改善支援事業（市受託事業 ※任意事業）

- ①家計に関する相談対応（通年） ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）
- ③相談内容のスクリーニング（随時） ④初期相談・面接（インテーク）及びアセスメントの実施（随時）
- ⑤本人の目標設定と家計改善プラン（案）の作成（随時） ⑥モニタリング及び家計改善プランの変更（随時）
- ⑦相談対応における資質向上と情報収集のための研修参加（随時） ⑧家計改善支援事業登録者台帳の整備・更新（随時）
- ⑨生活困窮者及び生活保護受給者の自立に向けた支援（随時）

(3) フードバンク事業

- ①食材の提供を必要とする方との面談及び相談対応、アセスメント（随時）
- ②校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時） ③食材等の募集、食材等の提供、食材等の管理（通年）

(4) 生活福祉資金貸付事業

- ①生活福祉資金の利用に関する相談対応（通年）
- ②生活福祉資金の利用相談から複合的課題への対応【課題整理、解決策の検討、他機関との連携】（随時）
- ③滞納世帯に対する自立相談支援センターの利用啓発及び生活状況の把握（随時）
- ④担当民生委員との連携（償還状況や生活状況を共有）による借り受け世帯への相談支援（随時）

(5) 無料職業紹介事業

- ①県内事業所からの求人申込み受付（通年） ②センターの利用対象からの求職申込み受付（通年）
- ③求職者への求人情報の提供・斡旋（随時） ④求職者個々に応じた就業先の開拓（随時）
- ⑤無料職業紹介事業の啓発（随時）

4. かまひきこもり相談支援センター事業

(1) 相談事業

- ①ひきこもりに関する相談対応（通年） ②アセスメント及び情報収集（通年）
- ③アウトリーチ（訪問など）の実施（通年） ④校区担当職員（CSW）と協働した校区での事業啓発（随時）

(2) 本人及び家族への支援事業

- ①家族の会定例会の開催（毎月1回） ②フリースペースの開設（毎週木曜日）
- ③個別相談会の実施（8月・1月） ④ワンポイントジョブをつうじた役割づくり（※本人の希望に応じて）

(3) 啓発事業

- ①ひきこもりの支援等に関する勉強会の開催（10月）

5. かまボランティア・市民活動センター事業

(1) ボランティア・市民活動センターの運営

- ①広報紙をつうじたボランティア情報の発信（5月・8月・11月・2月）
- ②情報提供ツール（ホームページ、ブログ、SNS、ケーブルテレビなど）を活用したボランティア情報の発信（通年）
- ③ボランティア登録台帳の整備（6月末までに） ④ボランティア活動保険の周知及び事務手続き（通年）
- ⑤ボランティアに関するニーズの把握及びコーディネート（通年）
- ⑥ボランティア部会（個人・グループ・社会福祉施設）の開催（6月）
- ⑦ボランティア運営委員会委員の改選（7月）
- ⑧ボランティア運営委員会の開催（7月・10月）

(2) 災害ボランティアセンター事業

- ①災害ボランティア登録者の把握（5月末までに） ②市内社会福祉施設等の協力体制の確認（5月末までに）
- ③不足資材の確認及び補填（5月末までに） ④災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し（6月末までに）
- ⑤各校区のCSWと連携して、緊急時に避難誘導が必要な高齢者及び障がい者の把握及び個別の支援体制づくり（随時）
- ⑥災害時の他業種分野からの支援体制（建設業界など）づくり（随時）

□在宅介護等支援係

I. 重点事項

- ①介護事業等における今後の方向性の打ち出し
- ②登録訪問介護員の増員による利用ニーズへの対応
- ③損益分岐を意識した上での事業実施
- ④サービス提供をつうじた利用者の地域生活課題等の把握と解決に向けた連携強化
- ⑤組織内での利用者情報及び支援方針等の共有
- ⑥高齢者・障がい者それぞれの関係機関との連携・協働による支援の展開
- ⑦指定計画相談支援事業所の基盤の整備

II. 具体的事業活動

1. 介護保険に基づく事業の推進

(1) 介護事業等に関する見直しの実施

- ①見直し委員会（仮称）の開催（5月・7月・11月・1月） ②先進地の視察（9月）

(2) 訪問介護事業（かま訪問介護事業所）

- ①介護サービス計画に基づく介護サービスの提供（随時） ②利用相談におけるアセスメント（随時）
- ③モニタリング及び介護サービス計画の見直し（随時） ④事業拡充に向けた啓発（随時）
- ⑤登録訪問介護員の募集（随時） ⑥訪問介護員ミーティング及び内部研修の実施（毎月1回）

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業

- ①予防サービス計画に基づく生活介護サービスの提供（随時） ②利用相談におけるアセスメント（随時）
- ③モニタリング及び予防サービス計画の見直し（随時）

2. 受託に基づく事業の推進

(1) 生活管理指導員派遣事業（市受託事業）

- ①行政からの利用決定に基づく家事援助サービスの提供（通年）
- ②利用者の生活状況の把握及びアセスメント（通年）
- ③モニタリングの実施（随時）

3. 障害者総合支援法に基づく事業の推進

(1) 居宅介護事業（かま障がい者居宅介護支援事業所）

- ①行政からの利用決定に基づく家事援助サービスの提供（通年）
- ②利用者の生活状況の把握及びアセスメント（通年）
- ③モニタリングの実施（随時）

(2) 相談支援事業（かま指定計画相談支援事業所）

- ①計画相談を希望する本人及び家族からの相談対応（随時）
- ②行政からの利用決定に基づくサービス利用計画の作成（随時）
- ③利用者の生活状況の把握及びアセスメント（通年）
- ④モニタリングの実施（随時）
- ⑤相談支援専門員初任者研修の受講（8月）
- ⑥相談支援専門員現認研修の受講（12月・1月）
- ⑦相談対応における資質向上と情報収集のための研修参加（随時）